

# まえがき

平成30年に高等学校学習指導要領が告示され、令和4年度から年次進行による実施となりました。予測困難な社会の変化に主体的に関わり、感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかという目的を自ら考え、自らの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力を身に付けられるようにすることが重要とされています。

この実現を目指し、これまで学校教育が長年育成を目指してきた「生きる力」をより具体化し、教育課程全体を通して育成を目指す資質・能力として、ア「何を理解しているか、何ができるか(生きて働く「知識・技能」の習得)」、イ「理解していること・できることをどう使うか(未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成)」、ウ「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか(学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養)」の三つの柱に整理、明確化されました。

保健体育科においても、「体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を発見し、合理的、計画的な解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを継続するための資質・能力を育成することを目指す」という目標を掲げ、内容についてもこの三つの柱に基づき再整理されました。

「高等学校保健体育指導の手引」は、これらの学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえた指導と評価の計画の作成や指導の際のポイント等に焦点をあて作成しました。

各学校においては、学校及び生徒の実態等に応じた実践について、本書が効果的に活用され、学習指導要領の改訂の趣旨に沿った保健体育の授業が展開されることを期待します。

終わりに、本書の作成に当たり、多大な御協力をいただきました各学校及び関係者の皆様をはじめ、御尽力くださいました作成委員の先生方に対して厚く感謝申し上げます。

令和5年(2023年)年3月

熊本県教育庁県立学校教育局体育保健課  
課長 平 江 公 一